

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が求められるなか、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と適法な業務執行が可能な経営体制及び株主重視の公正で健全な経営システムの構築、確立を目指した、取締役会及び監査役会を軸とした効率的かつ透明な経営管理体制を基本としております。

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決定をするとともに、業務の執行状況を監督しております。また、常勤の取締役及び監査役が出席する経営会議を開催し、重要事項の報告、決定を行いコンプライアンスの徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
兼松株式会社	21,922,000	52.88
日本証券金融株式会社	386,500	0.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	361,000	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	355,000	0.86
ユービーエスエージーシンガポール	350,000	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	340,000	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	326,000	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	317,000	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	311,000	0.75
株式会社SBI証券	298,000	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無更新	兼松株式会社 (上場:東京) (コード) 8020
----------	---------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林邦聡	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林邦聡	○	—	弁護士としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため、平成26年6月26日付にて当社取締役に就任いたしました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、平成26年5月23日開催の取締役会において東京証券取引所の定める独立役員とすることを決議し、同取引所に届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

なし

任意の委員会の有無

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に会合をもち、会計監査状況及び会社の業績・財政状態に影響を与える事象や課題等について、情報交換を図っております。また、法令の改正や会計基準の変更など、当社の会計上影響のある事項については、会計監査人から個別に説明を受ける等、情報の共有化と各種規制改定への対応を行っております。
内部監査を実施する監査室と監査役は独立した関係であるが、監査室長は常に監査役に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めるものとしております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
重元和夫	他の会社の出身者			△		△								
寺田恭久	他の会社の出身者			○										
岡村憲一郎	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重元和夫		昭和48年4月に親会社である兼松株式会社に入社。平成12年6月に同社取締役に就任。平成22年6月から平成24年6月まで同社の専務取締役にありました。また、平成24年6月から平成27年6月まで兄弟会社の新東亜交易株式会社の代表	事業会社における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を客観的な立場からの確に行っていただけのもと考え、当社の監査を行っていただくため、平成27年6月23日付にて当社監査役に就任いたしました。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言

		取締役社長でありました。	を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。
寺田恭久		昭和60年4月に親会社である兼松株式会社に入社。平成24年11月に同社審査部長に就任。また、平成23年6月から当社監査役に就任し、現在に至っております。	長年にわたり企業審査・法務部門の業務に従事しており高度な法律知識を活かし専門的見地から当社の監査を行っていただいております。同氏と当社間に特別な利害関係はなく、平成23年6月に当社監査役に就任以降、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たしていること等から、独立性を保っていると判断しております。
岡村憲一郎		_____	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただくため平成27年6月23日付にて当社監査役に就任いたしました。同氏と当社間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会内外において的確な助言・提言を行う事により、適正に社外監査役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社は無配を継続しているため、取締役のインセンティブより株主様への還元を優先的に考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成27年3月期に取締役及び監査役に支払った報酬等の額は、取締役4名(うち社外取締役1名)に対し45百万円、監査役4名(うち社外監査役43名)に対し20百万円です。
 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第93回定時株主総会において月額12百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第96回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

役員の報酬等の総額は、株主総会において決議し、各個人への配分については、取締役は取締役会、監査役は監査役会にて決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。

監査役を補助する使用人を置く場合には、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役

からの独立性を確保するものとしております。

また、社外取締役、社外監査役の情報収集や経営に対する的確な監督、円滑、効率的な監査業務に資するため、社外取締役、社外監査役の出席する取締役会等の資料や申請書は事前に配付するなど、十分準備の整うような体制をとることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

・当社では、原則1ヵ月に1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項のほか、基本的な営業方針、全社的な長期計画、短期計画の樹立決定、業績の検討等を行っております。さらに、取締役の業務分担並びに他社の役員兼務等を決議しております。また、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役全員で構成される経営会議を原則1ヵ月に2回開催し、取締役会決定の基本方針に基づき全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。

・当社では、取締役会のスリム化及び活性化を図り、迅速な意思決定と業務執行が行えるよう取締役を6名(平成27年6月23日現在)とし、同時に、経営組織もコンパクト化し、十分な審議が可能な体制としております。また、経営課題に対しタイムリーな議論を行えるよう、定例取締役会の開催時期を毎月上旬としております。

・当社は監査役設置会社であり、監査役・監査役会が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査する体制としております。監査役は、定例又は臨時の監査役会を開催し、また、取締役及び使用人から適宜業務執行についての報告を受けるとともに、取締役会を含む重要な会議に出席しております。

・会計監査人は、会計、財務管理の適正を期するため、期中及び期末に会計監査を実施し、コーポレート・ガバナンスに大きな役割を果たしております。また、監査役との間で年間予定、業務報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携をとっております。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に新日本有限責任監査法人を起用しております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 打越 隆

指定有限責任社員 業務執行社員 奥谷 績

※ 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

※ 同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 8名

・なお、平成27年6月23日に、当社の親会社である兼松株式会社との連結決算において効率的な監査の実現を図るため、同社の会計監査人である、あらた監査法人(平成27年7月1日にPwCあらた監査法人と改称)を当社の会計監査人に異動しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、社外監査役による監査を実施しております。監査役3名(平成27年6月23日現在)全員が社外監査役であり、その知見・経験に基づいた

客観的視点に立った提言・助言を通じ、外部からの経営監視・監督機能を十分に果たすことが可能な体制が整っていることから、現在の体制を採用しております。また、重要な事項については必要に応じ、経営会議で十分協議した上で取締役会に諮っており、十分かつ活発な討議・審議を行う体制が構築されております。

当社は、取締役6名うち1名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役とすることで、経営への監視・監督機能を強化しております。なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、いわゆる集中日を回避して株主総会の設定を行っております。
その他	招集通知および決議通知を当社ホームページにて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、IR資料のページを設けております。決算短信、ビジネスレポート(報告書)を掲載しております。また、適時開示資料やプレスリリースをした事項につきましても、タイムリーに掲載するよう努めております。 また、株主様向けの情報として、株主総会に関するお知らせ、株式事務に関するお知らせやお問合せ先を掲載しております。 当社のホームページアドレスは次のとおりです。 http://www.knn.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当者を設置しております。IR活動に際しては、経理部、経営企画室など関係各部署の協力体制のもと行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準において、取引先、株主、業界等ステークホルダーに対する姿勢を定め、これを遵守することを宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しております。引き続き、継続的な環境管理体制の維持、改善を図っております。また、各工場では廃棄物の削減、環境負荷の少ない技術の推進など地球環境負荷の低減を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループに内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性・事業活動に係る法令等の遵守・資産の保全を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下のとおり、内部統制システム及びリスク管理体制を構築しております。

・業務運営の基本方針

当社では、全員で共有すべき価値観を明確にするため、「創造・挑戦、自己実現、法令遵守」を信条として定め、また、以下の経営理念を経営の拠り所としております。

〔経営理念〕

1. 私たちは、社会の取り決めに則して、心を込めてご提供する製品とサービスが「いつまでも安心して暮らせる環境」を実現し、顧客の皆様の幸福と明るい未来に貢献することを希求します。
2. 私たちは、「見えないところに本当の価値がある」という信念のもと、「見えるところは勿論のこと、見えないところにも安心力」を高める技術を研鑽し、お届けすることを通じて社会に貢献していきます。
3. 私たちは、適正な手段・方法に基づき、高付加価値の特色ある製品とサービスを生み出し、常に顧客満足度を高める努力を行い、安定した収益を確保し、社会、株主、社員等に対する企業の責任を果たします。

・損失の危険の管理に関する規定その他の体制

業務上発生しうるリスクについては、担当部門が内規、ガイドライン、マニュアル整備、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスクについては必要に応じた組織を設置し、リスクコントロールを行います。なお、リスクが顕在化した場合には、迅速な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとしております。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的かつ組織的な企業活動を行うため、職務権限規定で取締役及び使用人の職務・権限の基準を定めております。経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議を設置し、取締役会決定の基本方針に基づき、業務執行の指揮、指導にあたっております。業務の運営については、事業年度ごとの業務計画を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実施しております。業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会等において適宜報告し、また、監査役及び監査室はこれを定期的に監査しております。

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動を行うために、企業行動基準及びコンプライアンス管理規定を定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を推進し、啓蒙教育を実施いたします。さらにコンプライアンス上、疑義のある行為について通報を受け付ける相談窓口を設置するとともに内部通報制度を構築・運用しております。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書については、文書管理規定その他社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理しております。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとしております。

・当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言の下、コンプライアンス活動を推進し、適宜同社に対して報告する体制を構築しております。年に数回、適宜、兼松株式会社及び兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図っております。親会社等と当社及び子会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜情報交換を行うことにより、当社及び子会社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。当社傘下の子会社・関連会社については、各社の自主性を尊重しつつ、基本方針の樹立、経営上の重要事項等に関し、事前に協議を行っております。傘下企業のコンプライアンスについては当社が統括しており、子会社・関連会社の経営者とはグループ経営に関する情報を共有しております。

・顧問弁護士には、法令遵守並びに危機管理のため、法律上の判断が必要な際には随時確認し、経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する旨を「企業行動基準」において規定しており、前記「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に基づき社内体制を整備しております。さらに、警察等の専門機関や顧問弁護士等の外部機関との緊密な連携関係を保つことにより、反社会的勢力排除のための整備強化を継続的に推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

1. 会社情報の集約・管理

決定事項に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報(以下「会社情報」)の集約・管理は、経営企画室が行い、総務部が開示を担当しております。

会社情報については、当該情報担当部門あるいはグループ会社から、経営企画室が報告を受けます。

報告を受けた経営企画室は、経営トップ及び情報取扱責任者に報告し情報の共有化を図るとともに、内部情報管理を徹底し、総務部と連携して「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」に基づきグループ全体を通じたインサイダー取引の防止を図ります。

2. 適時開示の判定

情報の重要性の判断及び適時開示の要否は、開示規則(東京証券取引所の適時開示規則、金融商品取引法等)に則り、経営企画室を中心に、経理部、総務部、当該案件担当部門等で協議・検討し決定いたします。

併せて、会計監査人、弁護士などによるアドバイス等を受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 適時開示

決定事項及び決算情報等については取締役会等での承認後遅滞なく、また発生事実については発生後遅滞なく、総務部が情報開示しております。

開示は、東京証券取引所でのTDnet登録、資料投函、自社ホームページへの掲載等により行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図(平成27年6月23日現在)は、次のとおりであります。

